

## 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成12年訓令第12号）による介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの

### 個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	白老町
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	94-2：介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

### 1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成12年訓令第12号）による介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	100	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	132	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）別表第1の第7の項 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成12年訓令第12号）による介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成9年法律第123号）第1条	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、(必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため)、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、(介護保険の円滑な実施のため)の特別対策として実施する低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))に定める居宅サービス又は施設サービスに係る利用者負担額をいう。以下同じ。)の軽減制度のうち「社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業」(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添3の事業。以下「事業」という。)の実施のために必要な事項を定める。2 前項に定める事業は、(要介護被保険者等)(法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)のうち生計困難と認められる者及び生活保護受給者(以下「軽減対象者」という。)が、あらかじめ利用者負担の軽減を当町に実施する旨を申し出た社会福祉法人等(以下「軽減法人等」という。)が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱(平成12年訓令第12号)

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項13号	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱第6条及び第7条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項13号イ	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

### 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項13号ハ	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
-----------------	-------------	-------------

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2025年01月10日
独自利用事務の対象者	介護保険の要介護被保険者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月13日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	